

宇都宮地方裁判所委員会（第16回）議事概要

(宇都宮地方裁判所委員会事務局)

1 日時 平成21年11月18日（水）15：30～17：00

2 場所 宇都宮地方裁判所所長室

3 出席者

（委員・50音順、敬称略）

板橋賢二、柴恵子、代田郁保、中村昭子、中山悦夫、西岡清一郎、野村明敏、平野浩視、宮川博行、渡部修三

※赤羽根久夫、白井孝雄は欠席

（説明者）

医療訴訟について今村彰（宇都宮地方裁判所民事次席書記官）、裁判員制度について松尾芳幸（宇都宮地方裁判所裁判員調整官）

（庶務）

津田豊事務局長、森田正則事務局次長、高橋英明総務課長、大竹正彦総務課課長補佐

4 議事

（1）新任委員の自己紹介

中村委員、平野委員から自己紹介があった。

（2）裁判員制度の説明

既に実施された裁判員裁判について、西岡委員長から説明を行った。

（3）医療訴訟について

医療訴訟の現状について西岡委員長から説明を行った。

（4）意見交換等（裁判員制度及び医療訴訟について）

【裁判員制度について】

- ・ 調査票の返送率はどのくらいか。（委員）
- ・ 辞退理由等が無い候補者は必ずしも返送の必要はない。（説明者）
- ・ 差し支え期間の記載範囲が分かりづらい。例えば、「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」では、名簿の有効期間が1月1日から12月31日となっているのに、候補者名簿に登録された者に配布されるリーフレットでは裁判所への出頭期間が翌年の2月ころまでの間とされており、当該1年間だけを考えれば良いのか、翌年の2月まで考えるのか、戸惑うし非常に分かりづらい。（委員）
- ・ 現時点で、都合の悪い月を2か月まで記入してもらえばいい。（説明者）
- ・ 裁判によって選任された人数が4人から6人と差があるが、裁判員数と補充裁判員数の関係は、どのようなものか。（委員）
- ・ 余裕をみて多めに選任しているなどの事情が個別にあるためではないか。（委員長）
- ・ 候補者が出頭しなかった場合、罰則はあるのか。（委員）
- ・ 過料の制裁はあるが、今まで適用された事例はないと思う。（委員長）
- ・ 過料の制裁が実際に課せられるのか、裁判所の判断に注目している。（委員）
- ・ 韓国の出頭率は30パーセントくらいである。（委員）
- ・ 檢察審査員の出頭率は高い。（委員長）

- ・ 実際のペナルティがなければ、出頭しない候補者も出てくるかもしれない。(委員)
- ・ スケジュール調整をしないですむように裁判員等候補者選任手続期日と公判手續期日を一定程度空けるようにしたらどうか。そのようにしておけば裁判員選任にもれた人の職場復帰も容易なように思う。(委員)
- ・ 時間が空くと出頭しない可能性があるという面もあるのではないだろうか。(委員長)
- ・ 午後に選任して、翌日、審理した例はある。(説明者)
- ・ 呼ばれて出頭したのに選任されなかつた候補者への配慮も必要ではないか。(委員長)
- ・ 70歳以上の人にも調査票は送付されるのか。(委員)
- ・ コンピュータによる抽選なので年齢に関係なく送られる。(委員長)
- ・ 辞退理由で70歳以上というのは多い。(説明者)
- ・ 70歳以上でも希望すればできるのか。(委員)
- ・ 希望すればできる。(委員長)
- ・ 記事によると強盗強姦の裁判で男性が5人選任されているが、調整が必要ではなかつたか。(委員)
- ・ 無作為のため男女の偏りはある。強姦事件などでは男女半々にしたらという意見もあるが、法の仕組みはそとはなっていない。(委員長)
- ・ 選任時に裁判所がバランスをとることはないのか。(委員)
- ・ 公平な裁判ができないということであれば行うが、よほどのことがない限り行わないのではないか。(委員長)
- ・ アメリカでは陪審員を、人種、性別、出自等で選別することはしているが、日本では制度上できない。(委員)
- ・ 視覚や聴覚に障害がある人が裁判員となった事例はあるか。(委員)
- ・ 現在のところ裁判員、補充員となった事例は聞いていない。(説明者)
- ・ 裁判所の介助の範囲は、だれがどの程度行うことになるのか。裁判所の介助範囲については、候補者として裁判所に来庁した時点からの配慮が必要になると思う。(委員)
- ・ 候補者となった段階で配慮はする。来庁した時の介助についても職員が行う手順は決まっている。視覚、聴覚障害者用に各種の機材も準備している。(委員長)
- ・ 付添者はどこまで付き添えるのか。(委員)
- ・ 待機室までは付き添える。評議室から法廷までは裁判官が行い、その他では職員が介添えを行う。(説明者)
- ・ 裁判に裁判員の意見が反映されず不満という記事があったが、裁判員自身が納得しないと不満が出るのだと思う。裁判官が裁判員の話をよく聞くといったような対応が適切に行われることが重要であると思う。(委員)
- ・ 150年の伝統がある国でも、見直さなければならないところがあると聞いたことがある。(委員長)
- ・ インタビュー企画でオーストラリア人に日本とオーストラリアの裁判について聞いたが、オーストラリアの裁判は拘束時間が長く、日本の三、四日が考えられないと言っていた。(委員)
- ・ 檢察庁という組織と個人である弁護士では準備の負担に差が出るのではないか。(委員)

- ・ 弁護人2人体制を認められているなど考慮されているが、検察官よりは負担はある。検察庁はパワーポイント等を利用してきれいに表現しているが、弁護士は厳しい。特に年配の方は新しい技術について行けない。検察庁は若い方が出てくるし、事務官も付いている。
- ・ プレゼンテーション能力によって裁判の結果が左右されるのは良くないと思う。(委員)
- ・ たしかに、機材についても充実しているし、技術的な訓練は受けているが、印象だけで有罪になった、あるいは求刑通りになったと言われるのは心外である。中身を判断してもらいたいと、立ち会う検事としてはそういうマインドを持っている。(委員)
- ・ 記事によると被害者の出生からのビデオを法廷で上映した裁判があったが、そこまで必要なのが疑問である。(委員)
- ・ 新聞記事で裁判員からの評価が高いとあるが、制度の成功とは別物ではないか。あくまで、裁判員の主観である。(委員)
- ・ 3日か4日では、裁判の重要なところが抜け落ちているのではないかという危惧がある。提示されたもの以外に事件の真相があるのではないか。(委員)
- ・ 裁判員に対するアンケート結果では、97パーセントが良い経験と評価したことであり、その意味では順調な滑り出しと言えそうだが、実際の裁判の内容が、これまでのものに比べてどこまで良くなつたかがこれから一番の課題なのではないか。(委員長)
- ・ 求刑に対する判決の割合など、量刑の比較はしているか。(委員)
- ・ 今のところないのではないか。(委員長)
- ・ 模擬裁判の経験があり、その場で意見を述べたが、現行ではいろいろ改善されていると思う。時間をかけながら知恵をしぼったことで、肯定的な印象を受けているのだろう。不満の問題は、裁判官が、不安な気持ちをもって裁判所に来る一般の人の気持ちをおもんぱかってくれれば解消できるのではないか。(委員)

【医療訴訟について】

- ・ 鑑定費用は折半なのか原告が負担するのか。以前は原告のみ申請・負担が多かった。(委員)
- ・ 双方申請ならば折半である。(委員長)
- ・ なるべく双方申請させているようである。(説明者)
- ・ 強い病院には勝てないところが実際にはあるのか。(委員)
- ・ 証拠保全をしっかりすればそうでもない。(委員長)
- ・ 電子カルテなどにより改ざんにくくなつたため、最近は保全をしなくなった。(委員)
- ・ 宇都宮地裁本庁の民事事件だと証拠保全をする数は少ない。(説明者)
- ・ 裁判になり、被告側にカルテの提出を求めるとき整理してくれるので、患者側の負担が少なくなった。(委員長)
- ・ 病院を訴える場合と個人を訴える比率はどのくらいか。(委員)
- ・ 担当医と病院を訴えるのがほとんどで、個人の医師のみを訴えることはない。(委員)
- ・ 医師のみなさんは、だいたい保険に入っているのか。(委員長)

- ・ みんな入っている。カルテは細かく記入するように指導している。後で問題になった時のために記録はしっかりとしておくようにしている。その分労力はかかる。(委員)
 - ・ 昔と比べると医療訴訟の進行はばらつきがなくなった。裁判所が審理を工夫していて、ある程度パターンを作ってくれている。今は患者側にとっても医療訴訟はハードルが低くなっている。(委員)
 - ・ 医療界でも透明性は高まっている。以前は患者側に付いた医者は医療界では隅に追いやられることなどがあったので、患者側に付きたくないということも多かったが、今はそのようなことはないので良くなってきた。(委員)
 - ・ 言いがかり的な訴訟もある。裁判の前に栃木県の医師会で双方の調整をし、だめであれば日本医師会で調整をし、そこでも調整できなければ訴訟となる。(委員)
 - ・ 次回のテーマについて、何か希望はあるか。(委員長)
 - ・ 裁判員裁判と被害者の関係についてはどうか。(委員)
- (5) 次回開催について
- ・ テーマについては、後ほど決めることにしたい。期日は来年5月中とし、時間は午後1時30分から午後3時までとして開催することとした。(委員長)

以 上